

# 「津島市における女性職員の活躍の推進に関する特定事業主行動計画（後期計画）」

令和3年4月1日

津島市長  
津島市議会議長  
津島市代表監査委員  
津島市農業委員会  
津島市消防長  
津島市教育委員会

## 第1 総論

近年、自らの意思によって職業生活を営み、又は営もうとする女性はその個性と能力を十分に発揮して職業生活において活躍することが一層重要となっていることに鑑み、女性の職業生活における活躍を迅速かつ重点的に推進し、その他の社会経済情勢の変化に対応できる豊かで活力ある社会を実現することを目的に女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（平成27年法律第64号。以下「法」という。）が制定された。

この計画は、法第19条の規定に基づき、女性の活躍に関する状況を職務の内容も踏まえて把握し、課題を分析した上で、その課題解決に必要な取組を定めたものである。なお、津島市においては、各事業主の人事管理が、採用から配置・育成、登用に至るまで一体的になされているため、一括して定めるものとする。

### 1 計画期間等

令和3年度から令和7年度までとする。

なお、勤務条件に関する法改正や社会情勢の変化、また、数値目標を設定している事項の進捗状況に応じて、適宜見直しを実施する。

### 2 女性職員の活躍の推進に向けた体制整備等

各事業主の主導のもと、組織全体で継続的に女性職員の活躍を推進していく。また、担当部局は人事担当部局とし、継続的な推進体制を設ける。

## 第2 女性職員の活躍の推進に向けた数値目標

法第19条第3項及び女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に基づく特定事業主行動計画の策定等に係る内閣府令（平成27年内閣府令第61号）第2条に基づき、女性職員の職業生活における活躍に関する状況を把握し、改善すべき事情について分析を行った。当該課題分析の結果、女性職員の活躍を推進するため、次のとおり目標を設定する。

なお、この目標は、女性職員の職業生活における活躍に関する状況を把握し、改善すべき事情について分析を行った結果、最も大きな課題に対応するものから順に掲げている。

### 1 消防本部における女性消防吏員数について

令和7年度までに、消防本部における女性消防吏員を複数人とする。

### 2 仕事と家庭の両立について

- (1) 令和7年度までに、育児休業を取得する男性職員の割合を30%以上にする。
- (2) 令和7年度までに、男性の配偶者出産休暇及び育児参加休暇（いわゆる「男の産休」）の5日以上の取得割合を100%以上にする。

## 第3 女性職員の活躍の推進に向けた目標を達成するための取組及び実施時期

第2で掲げた数値目標その他の目標の達成に向け、次に掲げる取組を実施する。

なお、この取組は、女性職員の職業生活における活躍に関する状況を把握し、改善すべき事情について分析を行った結果、最も大きな課題に対応するものから順に掲げている。

### 1 女性職員の評価・登用について

- (1) 各部局において出産・子育てなど個々の女性職員の事情に応じた個別の育成方針を立てる。
- (2) 女性職員を多様なポストに積極的に配置する。
- (3) 統括主任・補佐・課長の各役職段階における人材プールの確保を念頭に置いた人材育成を行う。

### 2 仕事と家庭の両立について

- (1) 「男の産休」取得促進に向けて、対象者に対して書面等での周知徹底を図る。
- (2) 育児休業等の取得前後において、所属職場との連絡体制の確保等の必要な支援を行う。

### 3 その他

- (1) 計画期間中においては、各年度の実施状況について、翌年度以降必要に応じて分析、評価、各課に対するヒアリング等を実施する。
- (2) 職員研修などの機会を設け、女性活躍推進に関する重点事項についての周知を図り、課内の協力体制を整備する。